

樺太・千島方面の終戦概況

乙 樺太方面の状況

樺太には、才八十八師団（師団長峯木十一郎中将）が位置して居たが、ソ軍は、八月九日、南北境界中央附近の古屯北方地区より少数の兵力を潜入せしめ、十日、我が監視部隊は撤退するに至つた。爾後、ソ軍は、逐次兵力を増加、十三日、古屯附近に於ける我が才百二十五連隊の前進陣地を攻略し、十四日より我が主陣地に対する攻撃を開始した。正面攻撃と共に、有力なる戦車部隊は陣地の南方に迂回進出したが、我方の奮闘により反撃退せられた。

連隊長は、八月十七日、敵の進攻による万已むを得ない自衛行動の他、一切の戦闘行動を停止すべしと師団命令を受領し、十八日午前、軍使を派して、双方共即時戦闘行動を停止し、且つ、非交戦区域を設定するよう提議したが、彼側は、彼職たる態度を以て、一日本側の提案は

一應譲とするも、我は上國より予定目標迄の前進を中止すべき命令に  
従して居らないので、日本軍の行動の如何に拘らず、之を敢行するで  
あらう。」と國答し、且つ、我が現地部隊に対し、一方的に降伏条件  
として、

一 戦闘を停止し白旗を掲ぐべし

二 武器を捨て降伏すべし

三 都市港湾鉄道施設通信機關其他を破壊すべからず、運輸機關は総  
て残置すべし

四 在屯の人命は保障す

と要求した。之に対し、才五方面軍は、師団長に宛て、十九日夕、

方面軍は、貴師団が現地折衝による停戦実施に至ることを希望する  
も、敵にして事を講え、無理を要求し、依然攻撃を中止せざるに於  
ては、砲遂自衛戦闘を敢行すべし

と命令し、又、停戦後に於ける処置は中央の指令により行うこと、従  
つて、期上の要求は、直ちに応じ難く、敢えて攻撃等を実施する場合

0137

は、現陣地に於て戦闘を辭せざることを通告すべき旨 示達した。

樺太西海岸方面に於ては、八月十二日、国境に近い安別に約二〇〇のソ軍が上陸し、我が所在の監視部隊と交戦し、又、翌十三日、兵力少くも一大隊を下らざる敵は恩須取に上陸を企図し、我部隊は之を阻止したが、ソ軍は、爾後、艦砲射撃及爆撃を行つた后、十六日、恩須取北方地区に上陸し、且つ、敵航空部隊は盛に我才一線を爆撃すると共に、恩須取し内路（恩須取東方海岸）其他、西海岸道等に充満せる避難民に対し、熾に銃撃を加ふるに至つた。恩須取の部隊は、爾后、内路方面に後退したが、八月二十四日、武装解除の師団命令に接したので、自主的に武器を捨て之をソ軍に交附した。

真岡方面に於ては、八月二十日朝、ソ軍は艦砲射撃の后、約一大隊の兵力を以て上陸し、攻撃し來つたが、我は敢えて応戦せず、同地に在つた歩兵才二十連隊及一大隊長は、連隊長の命により、新校山下

十名を射殺せられたのみならず、折柄避難を始めた無事の住民に對し、敵は、機關銃の掃射を浴びせ、凄惨なる情景を呈するに至り、且つ、此の機に乗じ、悪質鮮人の暴行跳梁があつて、惨状目を覆わしむるものがあつたので、所在の部隊は、期せずして、当面のソ軍及暴民に對し自衛戦闘の処置に出ることとなり、在逢坂の歩兵才二十五連隊長は、至急留多加の約一大隊を招致し之に對應せしめることとした。

当面の敵は、逐次兵力を増加して、混成一旅団内外となり、次才に東方に進出し来て、二十一日には、逢坂の前方熊笹峠に迫り、二十二日、敵我は激戦を展開したが、全日夕、連隊長は、俘虜となるも停戦すべしとの師団命令を受け、二十三日、軍使を派遣した処、此の軍使も亦射殺せられた。仍つて、連隊長は、自ら交渉の任に當り、漸く、同日現地に於て武装を解除することとなつた。

以上の如き地上の不法行為の他、ソ軍は、又、二十二日夕、豊原停車場附近に熾烈なる銃爆撃を敢行し、停車場施設を破壊すると共に、現地附近に噴霧して居た避難民（約五、六千）に対し四、五〇〇の死傷者を生ぜしめるに至つた。

さて、才八十八師団の幕下諸隊は概ね前述のような行動に出たのであつたが、才八十八師団司令部に於ては、師団長は、八月十七日、才五方面軍より停戦命令を受けたので、ソ軍と連絡の上、十九日、師団参謀長を上敷香に派遣して交渉に當らせた。然し乍ら、会談は不成功に終つたので、更に、豊原特務機関長（豊江少佐）を派した処、二十日夜、知取に於て大要左の如き停戦協定が成立し、又、師団長は、真岡方面の混乱せる状況に鑑み、二十三日、彼我の將校を同行の上、現地に派遣したが、その到着時、現地部隊は武装解除の最中であつた。

引 津太地区局地停戦暫行協定  
協定案の成立の位置は日本軍に於て決意のこと

轉八月二十日日本軍は前衛部隊は豊原附近に前進する（部隊

主力は市内に進入しない）

宿营地は日本軍に於て決定して置くこと

（註）在樺太兵団は豊原市北側と予定して居る。

(3) 鉄道通信はソ軍之を管理する。之に伴い、

(4) 鉄道及通信の破壊を禁ずる。

(5) 人員貨物の輸送を停止する。

(6) 豊原停車場にソ軍哨所を設ける。

(7) 八月二十三日正午より明二十四日前衛部隊到着迄通信の使用を

禁ずる、又電信電話局にソ軍哨所を設ける。

(8) 輸送機關空車の運行は前衛部隊に

( . . . 不明 . . . )

(9) 日本軍隊及住民の島外への移動を禁ずる。

(10) 憲兵及警察機關は現況の儘とし治安確保に任ずる。

(11) 一般市民は夫々生業に服すること。

(12) 其の他の事は追つて豊原附近に於て協定の予定。

尚、樺太に於ては、二十七日迄に、一切の武器の引渡を終り、その後、従来国境附近に在つた歩兵才百二十五連隊主力及應須取附近部隊は上敷香附近に、透板附近の歩兵才二十五連隊は、真岡東方留多加川北側地区に、富内し女鷹附近に在つた歩兵才三〇六連隊は豊原し落合附近に、爾余の諸隊は豊原附近に、集結した。

才五方面軍司令官は、才八十八師団の作戦を有利に進展せしめる為、當初の形勢に鑑み、八月十三日、北海道より才七師団の歩兵約三大隊、山砲一大隊を基幹とする部隊を南樺太に急派するに決したが、実行途上該戦となつた。

尚、方面軍司令官は、八月十七日、大本營の停戦命令を受領するや、直ちに之を才一線に命令したが、その後、不法なる敵の攻撃を受けたとの才一線部隊の報告に接するや、前述の如く、十九日夕、その不法なる攻撃並要求に対しては断乎自衛行動に出づべしと要求し、現地の師團長亦その空圖を体して武力による行動をとるに至つたのである。

然し乍ら、方面軍司令官は、其后、中央の意図を体し、二十日、真興方面の戦闘を承知するや、方針を更め、国家保全の大局に立つて万事を諦め完全なる無抵抗主義により即時戦闘行動を停止して武器引渡しを行ふべき旨を命令した。

ソ軍の不法行為は律本に於ける事例の他、北海道附近の海空に於ても行われた。その具体的の一二を挙げるならば、八月二十二日、留萌沖合に於て稚内より小樽に向け避難民を輸送中の小笠原丸（三五〇〇屯）が四時頃、又、海軍所屬才二新進丸（二七一〇屯）が六時頃、尚、泰東丸（二〇〇〇屯）が九時五十分頃、何れもソ連潜水艦と思われる艦艇より雷撃を被り、小笠原丸（乗員七〇〇名中、生存者約六〇）、泰東丸（八〇〇名中、救出約一〇〇名）は共に沈没し、才二新進丸は損傷を受けた。（乗員に相当の死傷者を生じた）

尚又、二十一日、落合（ ）は敵艦の銃爆撃を受け、家屋の

0143



倒壊、住民の死傷を生じた。

## 2 千島方面の状況

北千島方面に於ては、昭和二十年に入つて以来、絶えず、米潜水艦の跳梁跋扈並爆撃を蒙り、將兵は緊張の中に八月を迎えたが、八月十二日始末て、ソ獨と思われる艦艇から射撃の洗礼を受け、続いて、十四日、カムチャツカ半島の南端ロバトカ岬の長射程砲は、指揮の間に在る千島列島最北の占守島に対し火を吹いた。

仍つて、獨島及幌廬を守備する才九十一師團（師團長、堤不夾貴中將）は、滿洲及樺太方面に於ける対ソ戦の威行きを注視しつつ、作戦準備を固めて居たが、八月十五日、予期せざる終戦の放送を耳にし、將兵等しく悲憤の涙に暮れたのであつた。

師團長は、十七日、方面軍司令官の訓示 並 已むを得ざる自衛行動の遂行時戦闘行動を中止すへき命令 を 伝達した。